

# 国立大学法人滋賀医科大学予算規則

平成 16 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 1 月 24 日改正

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この規則は、国立大学法人滋賀医科大学会計規程（以下「会計規程」という。）の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における予算の適正な編成、執行等にかかる手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

### (適用範囲及び他の規程との関係)

**第 2 条** 予算の手続については、法令及び諸規程に定めるものの他、この規則の定めるところによる。

### (予算の定義)

**第 3 条** 本学の予算は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）第 30 条第 1 項に定める中期目標の期間における教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化したもので、「中期計画予算」、「年度計画予算」により構成する。

### (予算単位及び予算責任者)

**第 4 条** 会計規程第 5 条第 2 項に定める予算単位及び予算責任者は別表 1 のとおりとする。

### (予算編成方針)

**第 5 条** 学長は、年度計画予算を編成するとき、中期目標・中期計画を達成するための予算編成方針案を作成し、経営協議会による審議の後、役員会の議決を経てこれを決定しなければならない。

2 学長は、予算編成方針を予算責任者に通知する。

### (予算単位の予算案)

**第 6 条** 予算責任者は、予算編成方針に基づいて、当該予算単位の諸計画の実施に必要な予算案を作成し、学長に提出しなければならない。

### (年度計画予算案の編成)

**第 7 条** 財務担当の理事は、各予算単位から提出された予算案について検討・整理し、これらを統合して、年度計画予算案を作成する。

### (年度計画予算の決定)

**第 8 条** 学長は、年度計画予算案について、経営協議会による審議の後、役員会の議決を経て、事業年度の開始前までに決定しなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づいて決定された年度計画予算に基づいて、各予算単位の予算を各予算責任者に通知する。

**(予算執行計画)**

**第9条** 予算責任者は、前条第2項で通知された各予算単位の予算に基づいて予算執行計画表案を作成し、学長の承認を受けるものとする。

2 学長は、予算単位別予算執行計画表を予算責任者に通知する。

**第2章 予算の配分**

**(年度計画予算の配分)**

**第10条** 学長は、年度計画予算が決定したときは、予算責任者に予算を配分しなければならない。

2 学長は、経費の性質に応じ追加の予算措置に備えるため、あらかじめ配分すべき予算の一部を留保することができる。

**第3章 予算の執行**

**(予算責任者の決裁権限)**

**第11条** 予算責任者は、業務上必要な場合には、所轄する予算単位における予算執行を予算単位内に示す職員に委任することができる。

2 前条の委任は、予算責任者の配分通知をもって予算権限を委任したものとする。

**(収入予算の確保)**

**第12条** 収入予算は、年度予算執行計画表に基づき、収入額の確保に努めなければならない。

**(支出予算の執行)**

**第13条** 支出予算は、年度予算執行計画表に基づき、執行しなければならない。なお、年度予算執行計画を超えて執行してはならない。

**(予算執行の運用方針)**

**第14条** 学長は、運営状況に基づき又は予算執行の適正を確保するため、必要があると認めるときは予算の執行に関する運用方針を策定し、これを予算責任者に通知するものとする。

**(予算の追加配分)**

**第15条** 予算責任者は、経費の性質に応じ追加の予算措置を必要とするときは、その都度、予算執行計画案を添付のうえ、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受けたときは、経営協議会による審議の後、役員会の議決を経て決定しなければならない。この場合において、学長が追加配分を決定したときは、速やかにその旨を予算責任者に通知しなければならない。

**(予算単位間の予算の流用)**

**第16条** 予算責任者は、年度予算執行計画にない計画又は年度予算執行計画にある計画を変更して実施する必要があるときは、予算単位間の予算の流用を学長に申請

しなければならない。なお、予算執行計画の変更を伴う場合には、変更後の予算執行計画表案を添付しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を審査し、決定しなければならない。この場合において、学長が予算単位間の予算の流用を決定したときは、予算配分を行ったうえで、速やかにその旨を予算責任者に通知しなければならない。
- 3 学長は、第1項の申請があった場合は、第19条に規定する予算の補正手続をとらなければならない。

#### **(予算単位内の予算の流用)**

**第17条** 予算責任者は、年度計画予算の目的科目の変更を伴わない変更については、予算単位内の年度予算執行計画における他の計画予算を流用することができる。

- 2 予算責任者は、前項の変更に伴い予算執行計画が変更される場合には、変更後の予算執行計画表案を経理責任者に提出しなければならない。
- 3 年度計画予算の目的科目の変更を伴う予算単位内の予算の流用については、前条の規定に準じなければならない。

#### **(予算執行計画の変更)**

**第18条** 予算責任者は、第15条（予算の追加配分）、第16条（予算単位間の予算の流用）、第17条（予算単位内の予算の流用）の規定による通知を受けたときは、速やかに変更後の予算執行計画を作成し、これを学長に提出しなければならない。

### **第4章 予算の補正**

#### **(予算の補正手続)**

**第19条** 学長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは変更予算案を作成し、経営協議会による審議の後、役員会の議決を経て、既に配分した年度計画予算の金額を補正することができる。

- 2 ただし、緊急を要するため、前項の手続を経ることができない場合は、学長があらかじめ決定し、その直後に開かれる前項の経営協議会及び役員会に報告し、その追認を受けるものとする。
- 3 学長は補正予算の決定後、速やかにその旨及び変更後の予算執行計画表を予算責任者に通知しなければならない。

### **第5章 予算執行結果の報告**

#### **(予算執行に関する報告)**

**第20条** 学長は、予算責任者に対し、必要があると認めるときは、予算執行について資料の提出を求め、調査し、又は指示することができる。

### **第6章 予算の繰越**

#### **(予算の繰越)**

**第 21 条** 予算責任者は、次の各号の一に該当する場合は、年度予算執行計画の予算を翌年度に繰越することができる。

- (1) 運営交付金を財源とし、国立大学法人滋賀医科大学業務達成基準取扱要領第 2 条により業務達成基準の適用を受けた事業で、事業年度終了時において業務が終了しないこと及び繰り越すことについて役員会の承認を受けた場合
- (2) 契約を締結済みの調達において、本学の責めによらない理由で事業年度終了時に検収ができない場合
- (3) 寄附者が寄附の申込時点で、その特定の用途に供するよう指定した場合、及び寄附者が用途を特定していなくとも本学が使用に先立ってあらかじめ計画的に特定した場合で当該寄附金を財源とした支出予算が未執行の場合
- (4) 他の法令等により認められる場合
- (5) その他、学長が認めた場合

2 予算責任者は、前項第 3 号を除いて、予算の繰越をする場合には事務局長に報告しなければならない。

## **第 7 章 中期計画予算**

### **(年度計画予算の規定の準用)**

**第 22 条** 第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定は、中期計画予算について準用する。この場合において、これらの規定中「年度計画」とあるのは「中期計画」と読み替えるものとする。

### **(中期計画予算の決定)**

**第 23 条** 学長は、中期計画予算案について、経営協議会による審議の後、役員会の議決を経て、中期目標期間の最初の事業年度開始前までに決定しなければならない。

### **(中期計画予算の変更)**

**第 24 条** 学長は、中期目標の変更に伴い中期計画を変更する場合等必要があると認めるときは、中期計画予算を変更することができる。なお、変更の手続については第 18 条に準ずるものとする。

2 予算責任者は、中期計画予算に重要な変更をもたらす事由が発生した場合は、遅滞なく学長に報告するものとする。

## **第 8 章 雑則**

### **(実施規則)**

**第 25 条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 4 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 26 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 24 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

予算単位及び予算責任者

区 分	予算単位	予算責任者
学部、大学院及び寄附講座	国立大学法人滋賀医科大学学則第 3 条第 4 項、第 4 条及び第 6 条に定める組織	組織の長
附属施設	国立大学法人滋賀医科大学学則第 7 条、第 8 条及び第 9 条に定める附属施設	附属施設の長
医学部附属病院	国立大学法人滋賀医科大学学則第 10 条に定める附属病院	病院長
室等	国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第 19 条に定める室等	室等の長
事務組織	国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第 18 条に定める事務組織	事務局長